証券コード　615A
2026年11月11日
（電子提供措置の開始日 2026年11月4日）

株　主　各　位

北海道札幌市中央区大通西十丁目４番14号
株 式 会 社 イ ン タ ー パ ー ク
代 表 取 締 役 社 長　　舩　越　裕　勝

第25期 定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第２５期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト　https://www.interpark.co.jp/ir/

また、当社ウェブサイトのほか、株式会社東京証券取引所(東証)のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下にアクセスして、銘柄名(インターパーク)またはコード(615A)をご入力して検索いただき、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、ご覧ください。

東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2026年11月25日（水曜日）午後５時30分までに到着するよう、ご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬　具

記

1. **日　　時**　　2026年11月26日（木曜日）午前9時

2. **場　　所**　　北海道札幌市中央区大通西10丁目4-14 南大通ビル2階 本社

3. **目的事項**

報告事項　　第25期（2025年9月1日から2026年8月31日まで）事業報告の内容報告の件

決議事項

第１号議案　　第25期計算書類承認の件

第２号議案　　取締役４名選任の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取扱わせていただきます。
◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している当社ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

事　業　報　告

（2025年９月１日から
2026年８月31日まで）

１．会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当事業年度における日本経済は、緩やかな回復基調が続いた一方で、物価上昇や為替相場の変動、金利動向の変化、さらには継続する地政学リスクなどにより、依然として景気の先行きは不透明な状況が続いております。こうしたなか、企業においては慢性的な人手不足への対応や生産性向上を目的としたDX（デジタルトランスフォーメーション）への投資意欲が引き続き底堅く推移しております。

IT業界におきましては、クラウドサービスの普及に加え、生成AI（人工知能）技術のビジネス活用が検証段階から実際の業務プロセスへの導入・定着を図る段階へと進みつつあり、堅調な市場成長を維持しております。AIを活用した業務プロセスの自動化やデータ分析による新たな価値創出は、企業の競争力強化において重要性を一層増しております。

このような事業環境のもと、当社は、継続的な人材投資を通じた組織力の強化及び営業体制の強化に取り組んでまいりました。既存顧客への提供価値の向上と新規顧客獲得の両立を図りながら、当社が展開する各クラウドサービスにおいて、AIを活用した新機能の検証・追加など、積極的に技術革新を取り入れております。これにより、サービス品質の向上と業務効率化の両立を実現し、中長期的な競争力の強化を推進しております。

これらの取り組みの結果、当事業年度の業績は、売上高821,776千円（前年同期比10.3％増）、営業利益19,063千円（同22.1%減）、経常利益20,013千円（同21.9%減）、当期純利益15,235千円（同48.6%減）となりました。

なお、当社はAI×クラウドサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント毎の記載を省略しております。

(2) 設備投資の状況

①　当事業年度中に完成した主要設備
該当事項なし。

②　当事業年度において継続中の主要設備の新設・拡充
該当事項なし。

③　重要な固定資産の売却・撤去・滅失
該当事項なし。

(3) 資金調達の状況

当事業年度の資金調達は、長期借入金70,000千円を実行しております。

(4) 対処すべき課題

当社が長期的に競争優位性を保つためには改善すべき事項もあり、その中で対処すべき主要な課題は以下と考えております。

① ブランド力および認知の向上

当社が事業拡大を達成するためには、当社の認知および３つのサービス「サスケ（Saaske）」「SUBLINE」「サスケワークス（Saaske Works）」のブランド力の向上が不可欠と考えております。ウェブ広告や展示会出店を中心に、各種マーケティング施策やお客様との信頼の構築によってブランド力を向上させ、お客様へ価値を提供できるように取り組んでまいります。

② 人材の採用及び教育

当社では、“ビジネスや日常をシンプルに、効率的に、より価値のあるものにする”というミッションを十分に理解し、社会的使命を果たせるように人材の採用、育成と定着を図ることが当社における重要な経営課題の一つであると捉え、当社の理念に合う人材を積極的に採用するとともに、既存社員の成長のために教育をより一層充実させてまいります。採用も近年積極的に行っており、新卒社員においては、2022年度は6名、2023年度は5名、2024年度には2名が入社しており、今後も当社の成長の源泉となる人材の採用を実施してまいります。また、特に中間マネジメント層の教育については重点課題と位置づけており、将来の幹部候補の育成をすることで成長につなげることができると考えております。

③ 生産性の向上

当社がお客様に提供できる価値を最大化するためには、社内のオペレーション改善を継続的に実施し、事務処理コストを軽減することで、お客様に価値を提供できると考えております。近年の成長過程において増加した業務を、業務効率化や増員によって解決してまいりましたが、今後はより効率化へのシフトが必要と考えております。当社が考える生産性向上のための重要なテーマとしてAIの積極的な活用を掲げております。そのためには社内教育も重要であるため、技術勉強会などを実施して継続した改善を行います。

④ マーケティング強化

当社は、独自のマーケティング施策を実行するとともに、各サービスを横断するマーケティングのナレッジマネジメントによりシナジーの創出にも取り組むことで、幅広いお客様へ価値を提供できるように努めてまいります。また、マーケティングの強化は新規顧客獲得にとどまらず、既存顧客との関係性強化、ライフタイムバリューの最大化にも寄与するため、積極的に投資を行ってまいります。

⑤ 新規事業開発

当社は、これまで主に既存サービスであるサスケ、SUBLINEによって成長してまいりました。2021年にリリースしたサスケワークスも軌道にのりはじめており、３つのサービスがあることで経営のリスク分散や安定化を図ってまいります。また、社会的ニーズの収集を継続的に行い、新たなサービスの開発にも積極的に取り組んでまいります。

⑥　ガバナンス体制の構築

内部管理体制やコーポレート・ガバナンスの強化が、当社が今後継続的な成長を続けるためには必要となります。そのために内部管理体制については、これまで以上に適正な人員配置や社員へ教育、専門性の向上を図ることによって体制の拡充に取り組んでまいります。コーポレート・ガバナンスに関しては、内部監査の実施及び内部統制システムの整備とその強化を図っております。

⑦　財務体質の強化

新規事業開発やブランド認知への投資や生産性向上のためのIT投資をし、優秀な人材の採用・教育を行うためには事業資金の安定的な確保が必要であると考えております。当社は、運転資金は金融機関からの借入及び自己資金等で賄っていく方針であり、これらの資金調達方法については資金需要の額や使途、投資回収までの期間等に合わせて検討を柔軟に行ってまいります。また、有利子負債とのバランスを勘案しながら今後自己資本の拡充をすることを目指しております。

(5) 財産および損益の状況の推移

区　　分	2022年度 第22期	2023年度 第23期	2024年度 第24期	2025年度 (当期)第25期
売　上　高	640,522 千円	671,348 千円	745,117 千円	821,776 千円
当期純利益または純損失（△）	15,611 千円	△56,844 千円	29,657 千円	15,235 千円
１株当たり当期純利益または純損失（△）	9.76 円	△35.53 円	18.54 円	9.52 円
総　資　産	298,724 千円	250,864 千円	304,604 千円	318,578 千円
純　資　産	28,504 千円	△28,340 千円	1,305 千円	16,541 千円

（注）2026年７月１日付で普通株式１株につき普通株式４株の割合で株式分割を行っております。第22期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定し、１株当たり当期純利益または純損失を算定しております。

(6) 主要な事業内容

事　　業	主　要　製　品
AI×クラウドサービス事業	・サスケ（Saaske） 見込客管理システム ・SUBLINE IP電話アプリ ・サスケワークス（Saaske Works） ノーコードアプリ作成プラットフォーム

(7) 主要な営業所

名　　称	所　在　地
札幌本社	北海道札幌市中央区大通西10丁目4番14号 南大通ビル2F
東京オフィス	東京都渋谷区道玄坂2丁目16番8号 ビジネスヴィップ渋谷・道玄坂坂本ビル8F

(8) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
４７名	１名(減)	３６歳５ヶ月	６年６ヶ月

（注）従業員数は就業人員であり、他社への出向者及び臨時雇用者数（４名）は含んでおりません。

(9)主要な借入先

借　　入　　先	借　　入　　残　　高
株式会社北洋銀行	55,460 千円
北海道信用金庫	35,324
株式会社日本政策金融公庫	25,574
株式会社商工組合中央金庫	280

２．会社の株式に関する事項

(1) 発行済株式の総数　　1,600,000株

(2) 株主数　　５名

(3) 大株主

株　主　名	持　株　数	持　株　比　率
舩越　裕勝	511,800 株	32.0 %
須田　祐馬	432,000	27.0
株式会社ちえぶくろ	320,000	20.0
株式会社ＳＡＭ	320,000	20.0
高井　伸	16,000	1.0

(4) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

該当事項はありません。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

３．会社の新株予約権等に関する事項

(1) 職務執行の対価として交付した新株予約権の当事業年度末日における状況
(2026年８月31日現在)

名称	第４回新株予約権	
新株予約権の発行決議日	2024年９月18日	
取締役・社外取締役	取締役 (社外取締役を除く)	社外取締役
保有者数	1名	―
新株予約権の数	6,000個	―
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式　24,000株 (新株予約権１個につき４株)	―
新株予約権の発行価額	払い込みは要しない	
新株予約権の行使時の払込金額	１個当たり1,150円	
新株予約権を行使できる期間	2027年１月１日～2034年８月29日	

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

当社は、2018年11月28日開催の取締役会において、当社従業員の業績に対する意欲や士気を一層高めることにより、当社の企業価値の向上を図ることを目的として、以下のとおり、業績目標を達成した場合にのみ権利行使が可能となる新株予約権を有償にて発行することを決議いたしました。

(2026年８月31日現在)

名称		第１回新株予約権
新株予約権の発行決議日		2020年２月28日
新株予約権の数		1,300個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　5,200株 (新株予約権１個につき４株)
新株予約権の発行価額		１個当たり 118円
新株予約権の行使時の払込金額		１個当たり 1,000円
新株予約権を行使できる期間		当社の普通株式が日本国内の金融商品取引所に上場した日から2030年２月28日
新株予約権の行使の条件		(注)
割当先	従業員	新株予約権の数　1,300個 目的となる株式数　5,200株 割当者数　10人

(注) 新株予約権の行使の条件

① 本新株予約権者は、当該新株予約権者が本新株予約権を取得した時点において当社又は子会社の取締役等の役員又は使用人である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社又は子会社の取締役等の役員又は使用人のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。

② 本新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない

③ 本新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。但し、当社取締役会が別段の取扱いを定めた場合にはこの限りではない。

ⅰ 禁錮刑以上の刑に処せられた場合

ⅱ 当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合（但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。）

ⅲ 法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合

ⅳ 差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

ⅴ 支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合

ⅵ 破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合

ⅶ 就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合

ⅷ 役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合

④ 各本新株予約権の一部行使はできない。

⑤ 本新株予約権者は、本新株予約権を、次の各号に掲げる期間において、すでに行使した本新株予約権を含めて当該各号に掲げる割合の限度において行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数につき１個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の新株予約権についてのみ行使することができるものとする。

ⅰ 当社の普通株式が日本国内の金融商品取引所に上場した日から１年が経過する日まで：

当該新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の２分の１

ⅱ 当社の普通株式が日本国内の金融商品取引所に上場した日から１年が経過する日から2030年２月28日まで：

当該新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数のすべて

⑥ 本新株予約権は、当社における第20期（2021年８月期）の売上高が３億5,880万円を超えない場合には本新株予約権を行使できない。

４．会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏　　名	地位および担当	重要な兼職の状況
舩　越　裕　勝	代表取締役社長	株式会社ちえぶくろ　代表取締役 有限会社エスエスエイチ　代表取締役
須　田　祐　馬	取締役副社長	株式会社SAM　代表取締役
梶　原　友　昭	取　締　役	営業部　部長
上　山　裕　幸	取　締　役	
川　村　秀　憲	取　締　役	北海道大学大学院情報科学研究院　教授
島　津　光　宏	常勤監査役	
鈴　木　隆　司	監　査　役	公認会計士・税理士　鈴木隆司事務所 合同会社アカウンティングファーム鈴木　代表社員
田　代　耕　平	監　査　役	弁護士 札幌総合法律事務所　パートナー

（注）１．取締役および監査役の氏名ならびに地位および担当は、当事業年度の末日（2026年８月31日）現在の状況により記載しております。
２．川村秀憲氏は、社外取締役であります。
３．取締役 梶原友昭氏は、当事業年度の末日後にあたる2026年10月31日付をもって辞任いたしました。
４．島津光宏氏、鈴木隆司氏および田代耕平氏は、社外監査役であります。
５．監査役島津光宏氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
６．監査役鈴木隆司氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
７．監査役田代耕平氏は、弁護士として企業法務及び税務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

取締役川村秀憲氏、監査役島津光宏氏、鈴木隆司氏、および田代耕平氏は当社と会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金240万円と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額となります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約をAIG損害保険株式会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって被保険者が負担することになる損害を、当該保険契約により填補することとしております。

当該保険契約の被保険者は、当社の取締役、監査役、執行役員および従業員であります。

当該保険契約の保険期間は2026年３月１日から2027年３月１日まで、支払限度額は100,000千円（全特約の合計。うちマネジメント賠償責任特約（エグゼキュティブ賠償責任）100,000千円、同（会社有価証券賠償責任）1,000千円）であり、被保険者の自己負担割合は０％であります。また、保険料は当社が全額負担しており、被保険者である役員等は保険料を負担しておりません。

当該保険契約においては、被保険者が背信行為、犯罪行為もしくは詐欺行為を行った事実または法令に違反することを認識しながら行為を行った事実に起因する損害賠償請求については保険金を支払わない旨が定められており、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置が講じられております。

なお、当該保険契約には、当社が取締役、監査役、執行役員または従業員に対してこれらの者が被る損害の補償を行った場合に、当該補償を行ったことにより当社が被る損害を填補する特約（会社補償）が付帯されておりますが、これは保険契約の内容であって、当社と会社役員との間の会社法第430条の２第１項に規定する補償契約ではありません。

(4) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会の決議により取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めております。当社の取締役の基本報酬は、固定報酬とし、役位、職責、在任年数その他会社の業績等を総合考慮して決定します。

また、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容の決定は社外取締役に答申を得ていることから、当該方針に沿うものであると取締役会が判断いたしました。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2025年11月21日開催の第28回定時株主総会において、年額6,900万円以内（うち、社外取締役分は年額120万円以内）と改定決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は５名（うち、社外取締役は１名）です。

監査役の金銭報酬の額は、2023年11月22日開催の第25回定時株主総会において年額600万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は３名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長舩越裕勝が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の賞与の評価配分であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うには、代表取締役社長が最も適しているからであります。

取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう社外取締役の関与・助言を得て客観性・公平性を担保する等の措置を講じており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④　取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数（人）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 （うち社外取締役）	66,900 （1,200）	66,900 （1,200）	―	―	5 （1）
監査役 （うち社外監査役）	6,000 （6,000）	6,000 （6,000）	―	―	3 （3）

(5) 社外役員に関する事項

① 取締役　川村秀憲

ⅰ 重要な兼職先と当社との関係

当社との間に重要な取引その他の関係はありません。

ⅱ 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

② 監査役　島津光宏

ⅰ 重要な兼職先と当社との関係

当社との間に重要な取引その他の関係はありません。

③ 監査役　鈴木隆司

ⅰ 重要な兼職先と当社との関係

当社との間に重要な取引その他の関係はありません。

④ 監査役　田代耕平

ⅰ 重要な兼職先と当社との関係

当社との間に重要な取引その他の関係はありません。

⑤ 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外役員に期待される役割に関して行った職務の概要
川村 秀憲 (社外取締役)	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席いたしました。AI及びIT事業の経営に関する知見やネットワークを背景に当社の経営体制の強化及び内部統制の質の向上に寄与する発言を行っております。
島津 光宏 (社外監査役)	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席、また監査役会15回の全てに出席いたしました。金融業界で長年にわたり培ってきた経験に基づき、適宜、必要な発言を行っております。
鈴木 隆司 (社外監査役)	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席、また監査役会15回の全てに出席いたしました。公認会計士及び税理士として財務及び会計に関する専門的かつ広範な知識及び豊富な経験を有しており、専門的見地から、適宜、必要な発言を行っております。
田代 耕平 (社外監査役)	当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に出席、また監査役会15回のうち14回に出席いたしました。弁護士として法務に関する専門的かつ広範な知識及び豊富な経験を有しており、専門的見地から、適宜、必要な発言を行っております。

５．会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において決定した会社法第362条第4項第6号に定める会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針に基づき、内部統制システムを整備し運用しています。当社は、当該事業年度の内部統制システムの整備・運用状況について評価を行い、本基本方針に基づき内部統制システムが適切に整備され運用されていることを確認しました。

当社は、本基本方針に基づく内部統制システムの整備・運用状況を絶えず評価し、必要な改善措置を講じるほか、本基本方針についても、経営環境の変化等に対応して不断の見直しを行い、一層実効性のある内部統制システムの整備・運用に努めます。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ⅰ 倫理的行動規範、リスク管理規程を制定運用する。

ⅱ 内部監査及び監査役監査を実施し、職務の執行が法令及び定款に適合していることを確認する。

ⅲ 内部通報制度の有効性を確保するための規程を制定し、業務執行に係るコンプライアンス違反及びそのおそれに関して、通報・相談を受け付けるための窓口を設置する。

ⅳ 会社規程集（定款を含む）を整備し、取締役及び使用人が常に目をとおせる状態にする。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

ⅰ 職務の執行に係る文書その他の情報は、文書管理規程、機密管理規程及び関連マニュアルを制定し、保存・管理をする。なお、保存・管理体制は必要に応じて見直し等を行う。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ⅰ 損失の危険（以下、「リスク」という。）の予防及び発生したリスクへの対処につきリスク管理規程及び関連マニュアルを制定・運用するとともに使用人への教育を行う。

ⅱ 各業務執行取締役は、その所掌の範囲のリスクを洗出し、常に状況を把握するとともに定期的に取締役会に報告する。

ⅲ 内部監査人による内部監査の実施及び指摘事項がある場合、適切かつ速やかに対処する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ⅰ 職務権限規程等職務執行に関連する規程を整備・運用する。

ⅱ 各組織単位に業務執行取締役を置き、所定の権限を持ち職務執行するとともに、毎月業務執行状況を取締役会に報告する。

ⅲ 稟議規程に基づく各階層の決裁者間で業務執行内容をチェックし、執行段階での牽制機能が働くようにする。

ⅳ 社長、業務執行取締役、管理職による経営会議を実施し、経営状況を共有するとともに、各組織の活動状況を把握し取締役自らの業務執行の効率化を図る。

⑤　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

ⅰ　監査役の求めに応じて、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役補助人を任命し、当該監査業務の補助に当たらせる。

⑥　監査役補助人の取締役からの独立性に関する事項

ⅰ　監査役補助人は、監査役会の指揮命令に従って、監査業務を補佐するものとする。

ⅱ　当該監査役補助人の任免、異動、人事考課、懲罰については、監査役会の同意を得たうえで行うものとし、取締役からの独立性を確保するものとする。

⑦　監査役補助人に対する指示の実効性の確保に関する事項

ⅰ　監査役補助人が監査役会の指揮命令に従う旨を取締役及び使用人に周知徹底する。

⑧　取締役及び使用人ならびに子会社の役員及び使用人が監査役に報告するための体制と当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

ⅰ　取締役及び使用人ならびに子会社の役員及び使用人は、監査役の要請に応じて報告をするとともに、職務執行の状況、経営に重大な影響を及ぼす事実等の重要事項について、適時・適切に監査役または監査役会に直接または関係部署を通じて報告し、監査役と情報を共有する。

ⅱ　監査役は、取締役会等重要な会議に出席し、付議事項について情報を共有する。

ⅲ　重要な稟議書は、決裁者による決裁後監査役に回付され、業務執行状況が逐一報告される体制とする。

ⅳ　前３項の報告を行った者に対し、内部通報制度規程に基づいて、報告したことを理由とする不利な扱いを禁止する。

⑨　監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

ⅰ　監査役が職務の執行について生ずる費用等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用の精算処理を行う。

⑩　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

ⅰ　監査役は、取締役会に出席し、業務の進捗状況を常に把握できる体制とする。

ⅱ　内部監査人、会計監査人との定期的な連絡会を設け連携を深め、実効的監査が行えるようにする。

⑪　財務報告の信頼性を確保するための体制

ⅰ　財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの整備を経営上の最重要事項の一つとして位置付け、財務報告の信頼性確保を推進する。

ⅱ　内部統制が有効に機能する体制構築を図り、財務報告における虚偽記載リスクを低減し、未然に防ぐように管理する。

ⅲ　財務報告の信頼性を確保するために、内部監査人が核となる評価チームにより、業務プロセスのリスク評価を継続的に実施するとともに、評価結果を取締役社長に報告する。

ⅳ　必要に応じて、金融商品取引法等の関連法令との適合性を考慮したうえで、諸規程の整備及び運用を行う。

（注）本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸　借　対　照　表

(2026年８月31日現在)

(単位：千円)

科　　目	金　額	科　　目	金　額
(資　産　の　部)		(負　債　の　部)	
流　動　資　産	261,677	流　動　負　債	207,820
現　金　及　び　預　金	148,053	買　掛　金	30,992
売　掛　金	85,749	1年内返済予定の長期借入金	33,592
契　約　資　産	556	未　払　金	24,756
棚　卸　資　産	121	未　払　費　用	34,903
前　払　費　用	19,836	未　払　法　人　税　等	360
そ　の　他	7,794	未　払　消　費　税　等	11,794
貸　倒　引　当　金	△434	契　約　負　債	65,207
固　定　資　産	56,901	預　り　金	6,212
有　形　固　定　資　産	21,969	固　定　負　債	94,217
建　物	39,504	長　期　借　入　金	83,046
減　価　償　却　累　計　額	△19,903	資　産　除　去　債　務	11,171
建　物　(　純　額　)	19,601	負　債　合　計	302,037
工　具　、　器　具　及　び　備　品	12,002	(純　資　産　の　部)	
減　価　償　却　累　計　額	△9,634	株　主　資　本	16,388
工具、器具及び備品(純額)	2,368	資　本　金	20,000
無　形　固　定　資　産	246	資　本　剰　余　金	275
ソ　フ　ト　ウ　エ　ア	28	資　本　準　備　金	275
そ　の　他	218	利　益　剰　余　金	△3,887
投　資　そ　の　他　の　資　産	34,685	利　益　準　備　金	200
投　資　有　価　証　券	9,885	そ　の　他　利　益　剰　余　金	△4,087
長　期　前　払　費　用	1,352	繰　越　利　益　剰　余　金	△4,087
繰　延　税　金　資　産	9,249	新　株　予　約　権	153
そ　の　他	14,198	純　資　産　合　計	16,541
資　産　合　計	318,578	負債・純資産合計	318,578

損　益　計　算　書

（ 2025年９月１日から
2026年８月31日まで ）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		821,776
売上原価		386,278
売上総利益		435,497
販売費及び一般管理費		416,433
営業利益		19,063
営業外収益		
受取利息	463	
有価証券利息	13	
受取配当金	0	
助成金収入	1,252	
受取手数料	1,182	
業務受託料	173	
その他	25	3,111
営業外費用		
支払利息	2,161	2,161
経常利益		20,013
税引前当期純利益		20,013
法人税、住民税及び事業税		440
法人税等調整額		4,337
当期純利益		15,235

株主資本等変動計算書

（ 2025年９月１日から
2026年８月31日まで ）

（単位：千円）

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	20,000	275	275
当期変動額			
当期純利益			
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			
当期変動額合計	―	―	―
当期末残高	20,000	275	275

	株主資本			
	利益剰余金			株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
		繰越利益剰余金		
当期首残高	200	△19,323	△19,123	1,152
当期変動額				
当期純利益		15,235	15,235	15,235
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	―	15,235	15,235	15,235
当期末残高	200	△4,087	△3,887	16,388

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	153	1,305
当期変動額		
当期純利益		15,235
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		
当期変動額合計	―	15,235
当期末残高	153	16,541

個別注記表

重要な会計方針

1　有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)

2　棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 貯蔵品

個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 仕掛品

個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

3　固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、建物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	15年
工具、器具及び備品	４～６年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

4　引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 受注損失引当金

受託契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受託契約に係る損失見込額を計上しております。

5　収益及び費用の計上基準

当社は顧客との契約について、以下の５ステップアプローチに基づき、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に権利を得ると見込む対価の額で収益を認識しております。

ステップ１：顧客との契約を識別する。
ステップ２：契約における履行義務を識別する。
ステップ３：取引価格を算定する。
ステップ４：契約における履行義務に取引価格を配分する。
ステップ５：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

当社は、AI×クラウドサービス事業として、主に「SaaSサービス」、「SUBLINEサービス」及び「WEBサービス」を提供しております。これらのサービスから生じる収益は顧客との契約に基づき計上しており、それぞれの履行義務に関する情報は以下のとおりであります。

(1) SaaSサービス

「サスケ」をはじめとするSaaS形式のクラウドサービスを主として提供しており、これは契約期間にわたり概ね一定の役務を継続的に提供することから、一定の期間にわたり充足される履行義務であると

判断し、契約期間にわたり定額で収益を認識しております。

また、SaaS関連の開発案件を受託しており、これは主に請負の開発であることから、契約に基づく開発作業を進めるにつれ顧客に対する履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗率の見積りの方法として、見積総工数に対する発生工数の割合（インプット法）によって収益を認識しております。なお、期間がごく短い開発案件については、代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

SaaSサービスに関する取引の対価は、履行義務の充足時点、または概ね1か月以内に支払いを受領しております。また、対価の額に重要な金融要素は含まれておりません。

(2) SUBLINEサービス

IP通話サービスを提供しており、これは契約期間にわたり概ね一定の役務を継続的に提供することから、一定の期間にわたり履行義務を充足される取引と判断し、顧客との契約期間に従い収益を認識しております。

SUBLINEサービスに関する取引の対価は、基本的にはサービス利用開始後、概ね1か月以内に支払いを受領しております。また、対価の額に重要な金融要素は含まれておりません。

(3) WEBサービス

Webサイト等の開発及び保守管理サービスを提供しております。Webサイト等の開発については、主に請負の開発であることから、契約に基づく開発作業を進めるにつれ顧客に対する履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗率の見積りの方法として、見積総工数に対する発生工数の割合（インプット法）によって収益を認識しております。なお、期間がごく短い開発案件については、代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。また、保守管理サービスについては、契約期間にわたり概ね一定の役務を継続的に提供することから、一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断し、契約期間にわたり定額で収益を認識しております。

WEBサービスに関する取引の対価は、履行義務の充足後、概ね1か月以内に支払いを受領しております。また、対価の額に重要な金融要素は含まれておりません。

株主資本等変動計算書に関する注記

１．　当事業年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式　　1,600,000株

２．　自己株式に関する事項

該当事項はありません。

３．　当事業年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していない新株予約権を除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　　39,000株

４．　配当に関する事項

該当事項はありません。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	3,395千円
未払費用	5,259 〃
資産除去債務	3,916 〃
その他	4,290 〃
繰延税金資産小計	16,861千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△5,937 〃
評価性引当額小計	△5,937 〃
繰延税金資産合計	10,924千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△1,674千円
繰延税金負債合計	△1,674千円
繰延税金資産純額	9,249千円

金融商品に関する注記

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、事業計画に照らして、必要資金を金融機関からの借入により調達しております。また、一時的な余資の運用は、安全性の高い金融資産による運用に限定し、デリバティブは行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に満期保有目的の債券であり、市場価格等の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払費用等は、１年以内の支払期日であります。借入金は、主に事業計画に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で約５年後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

満期保有目的の債券は、国債のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

当期の貸借対照表日現在における最大信用リスク額は、信用リスクにさらされる金融資産の貸借対照表価額により表わされています。

② 市場リスクの管理

満期保有目的の債券は、国債のみを対象としているため、市場リスクは僅少であります。

当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、定期的に市場金利の状況を把握しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、管理部が月次で資金計画を作成、更新するとともに、手元流動性の維持等により、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

2026年８月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券			
満期保有目的の債券	9,885	8,888	△997
資産計	9,885	8,888	△997
長期借入金（１年内返済予定を含む）	116,638	113,833	△2,805
負債計	116,638	113,833	△2,805
デリバティブ取引	―	―	―

（注）「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「未払費用」および「未払金」については、現金であること、及び預金、売掛金、買掛金、未払費用が短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項ありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券				
満期保有目的の債券	8,888	―	―	8,888
資産計	8,888	―	―	8,888
長期借入金（１年内返済予定を含む）	―	113,833	―	113,833
負債計	―	113,833	―	113,833

（注） 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

国債は相場価格を用いて評価しており、活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

（単位：千円）

	合計
SaaSサービス	458,937
SUBLINEサービス	294,707
WEBサービス	68,131
顧客との契約から生じる収益	821,776
その他の収益	―
外部顧客への売上高	821,776

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「個別注記表（重要な会計方針）５．収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約残高及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の内訳は以下のとおりであります。

（単位：千円）

	当事業年度 (2026年８月31日)
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	56,377
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	85,749
契約資産(期首残高)	―
契約資産(期末残高)	556
契約負債(期首残高)	61,540
契約負債(期末残高)	65,207

契約資産は、「SaaSサービス」「WEBサービス」の受託開発サービスにおける期末日時点の未請求の開発に係る対価に対する当社の権利に関連するものであります。契約資産は、対価に対する当社の権利が無条件となった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。「SaaSサービス」「SUBLINEサービス」「WEBサービス」に関する対価は、顧客と予め定めた請求期日の到来をもって請求し、概ね請求期日の翌月末に受領しております。

契約負債は、サービス提供における当社の義務に対して当社が顧客から対価を受け取るものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。これらは、履行義務の充足に関わらず、契約締結後概ね２か月以内等、契約ごとに定められた期間内に受領しております。

当事業年度に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は60,112千円であります。過去の期間に充足した履行義務から当事業年度に認識した収益の額に変動はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、個別の予想契約期間が１年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を使用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	10円　24銭
１株当たり当期純利益	9円　52銭

（注）当社は、2026年７月１日付で普通株式１株につき普通株式４株の割合で株式分割を行っておりますが、2026年８月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益を算出しております。

監査役会の監査報告書

監　査　報　告　書

当監査役会は、2025年９月１日から2026年８月31日までの第25期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び監査法人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組み並びに会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算関係書類及びその附属明細書が会社の財産・損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2026年10月26日

株式会社インターパーク　監査役会

常勤監査役　島　津　光　宏㊞

社外監査役　鈴　木　隆　司㊞

社外監査役　田　代　耕　平㊞

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　　第25期計算書類承認の件

本議案は会社法第438条第２項の規定に従い、当社第25期（2025年９月１日から 2026年８月31日まで）計算書類のご承認をお願いするものであります。

議案の内容につきましては、18頁から27頁まで（貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書・個別注記表）に記載のとおりであります。

取締役会といたしましては、第25期計算書類が、法令及び定款に従い、会社財産及び損益の状況を正しく示しているものと判断しております。

（注）当社は会社法上の会計監査人を設置しておりません。太陽有限責任監査法人は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第５項に基づき監査契約を締結した監査法人であり、会社法上の会計監査人ではありません。会社法第439条は会計監査人設置会社に適用される規定であるため、本計算書類については同条の承認特例は適用されず、本議案は株主総会の承認決議事項となります。したがって、会計監査人の意見の記載（会社法施行規則第 85 条第１号）は該当ありません。

第２号議案　　取締役４名選任の件

当社の取締役は、2026年４月15日開催の第29回臨時株主総会において、会社法第332条第１項但書の規定に基づき「その任期を2026年11月開催予定の定時株主総会終結の時までとする」旨の条件を付して５名（舩越裕勝氏、須田祐馬氏、梶原友昭氏、上山裕幸氏および川村秀憲氏）が選任されております。このうち梶原友昭氏は 2026年10月31日付をもって辞任いたしましたので、本総会の終結の時をもって取締役４名の全員が任期満了となります。

つきましては、取締役４名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、取締役候補者は次のとおりであります。

（注）梶原友昭氏は、2026年10月31日付で辞任したため、本議案の候補者には含まれておりません。なお、監査役３名は第29回臨時株主総会において選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までを任期として選任されており、本総会における任期満了の対象ではありません。

候補者番号	氏　　名 （生　年　月　日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	ふなこし ひろかつ 舩越 裕勝 （1973年９月８日生）	1996年４月　株式会社M&M 入社 1998年４月　財団法人札幌市環境事業公社　入社 2000年７月　それいけ僕らの有限会社　設立 2001年７月　有限会社ちえぶくろ 設立 2006年９月　株式会社ちえぶくろへ商号変更 代表取締役就任 2012年６月　旧株式会社インターパークと資本提携 同社取締役就任 2015年６月　旧株式会社インターパークと統合 株式会社インターパーク（当社）に 社名変更　代表取締役社長就任（現任） 【重要な兼職の状況】 株式会社ちえぶくろ 代表取締役／ 有限会社エスエスエイチ 代表取締役	831,800株 （注）６
2	すだ ゆうま 須田 祐馬 （1977年７月９日生）	2000年４月　MilleniaNet 創業 （インターパーク前身） 2008年２月　旧株式会社インターパーク　設立 代表取締役就任 2012年６月　株式会社ちえぶくろと資本提携 同社取締役就任 2015年６月　株式会社ちえぶくろと統合 株式会社インターパーク（当社） 取締役副社長就任（現任） 【重要な兼職の状況】 株式会社ＳＡＭ 代表取締役	752,000株 （注）７

候補者番号	氏　　名 （生　年　月　日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	かわむら ひでのり 川村 秀憲 （1973年５月３日生）	1999年１月　日本学術振興会 特別研究員（ＤＣ）入会 2000年４月　北海道大学大学院工学研究科 助手 就任 2004年４月　北海道大学大学院情報科学研究科 助手 就任 2006年10月　北海道大学大学院情報科学研究科 助教授 就任 2007年４月　北海道大学大学院情報科学研究科 准教授 就任 2016年１月　北海道大学大学院情報科学研究科 教授 就任（現任） 2021年５月　当社 非常勤取締役 就任（現任） 【重要な兼職の状況】 北海道大学大学院情報科 学研究院 教授	０株
4	じょうやま ひろゆき 上山 裕幸 （1972年６月１日生）	1997年４月　有限会社サン・メディア 入社 2002年４月　テイケイ株式会社 入社 2011年５月　株式会社アキュラホーム 入社 2017年３月　同社 財務経理部長 就任 2018年４月　株式会社さっぽろテレビ塔 入社 管理課課長 就任 2021年４月　株式会社巧匠 入社 次長 就任 2022年８月　当社 入社 管理部部長 就任 2023年11月　当社 取締役就任（現任） 【重要な兼職の状況】 該当なし	０株

（注）１．候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
２．取締役候補者舩越裕勝氏は、同氏が代表取締役を兼務している株式会社ちえぶくろと共に当社の財務及び事業の方針を支配しており、当社は同氏の子会社等に該当するものであります。
３．川村秀憲氏は社外取締役候補者であります。
４．川村秀憲氏の社外取締役としての在任年数は５年６か月であります。
５．川村秀憲氏を社外取締役候補者とした理由は、AI及びIT事業の経営に関する高い知見とネットワークを活かし、当社の経営体制の強化及び内部統制の質の向上に寄与していただくためであります。
６．舩越裕勝氏の所有株式数には、同氏の資産管理会社である株式会社ちえぶくろが所有する株式数（320,000 株）を含んでおります。
７．須田祐馬氏の所有株式数には、同氏の資産管理会社である株式会社ＳＡＭが所有する株式数（320,000 株）を含んでおります。
８．各候補者の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります（定款第20 条）。
９．当社は、川村秀憲氏と、会社法第427条第１項に基づく責任限定契約を締結する予定です。当該契約に基づく賠償責任限度額は、金240万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額であります（会社法施行規則第74条第１項第４号）。

10. 当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約をAIG損害保険株式会社との間で締結しており、当該保険契約の被保険者には各候補者が含まれております。当該保険契約により、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって被保険者が負担することになる損害が填補されます（保険期間2026年３月１日から2027年３月１日まで、支払限度額100,000千円、自己負担割合０％）。なお、被保険者が背信行為、犯罪行為もしくは詐欺行為を行った事実または法令に違反することを認識しながら行為を行った事実に起因する損害賠償請求については保険金が支払われません（会社法施行規則第74条第１項第６号）。
11. 川村秀憲氏の略歴欄の「情報科学研究科」は同氏の在職当時の組織名称であり、重要な兼職の状況欄の「情報科学研究院」は改組後の現名称であります。

以上